

# 青森県報

第千六十二号

令和八年  
五月八日  
(金曜日)

## 目次

### 出先機関

○土地改良区の定款変更の認可	………	(三八農林水産事務所)	………	一
○右	同	同	………	一
○右	同	(西北農林水産事務所)	………	一
○右	同	同	………	一
○右	同	同	………	一
○右	同	同	………	一
○右	同	同	………	一
○右	同	(上北農林水産事務所)	………	二
○右	同	同	………	二
○右	同	同	………	二
○右	同	同	………	二
○右	同	同	………	二
○右	同	同	………	二

## 出先機関

### 土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、名川土地改良区の定款の変更を令和八年四月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年五月八日

青森県三八農林水産事務所長 齋 藤 禎 展

### 土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、浅水七崎土地改良区の定款の変更を令和八年四月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年五月八日

青森県三八農林水産事務所長 齋 藤 禎 展

### 土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、西津軽土地改良区の定款の変更を令和八年四月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年五月八日

青森県西北農林水産事務所長 舘 山 元 春

### 土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、五所川原北部土地改良区の定款の変更を令和八年四月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年五月八日

青森県西北農林水産事務所長 舘 山 元 春

### 土地改良法の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大田

光土地改良区の定款の変更を令和八年四月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年五月八日

青森県西北農林水産事務所長 舘 山 元 春

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、荒屋平土地改良区の定款の変更を令和八年四月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年五月八日

青森県上北農林水産事務所長 工 藤 真 治

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、姉沼土地改良区の定款の変更を令和八年四月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年五月八日

青森県上北農林水産事務所長 工 藤 真 治

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥瀬堰土地改良区の定款の変更を令和八年四月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年五月八日

青森県上北農林水産事務所長 工 藤 真 治

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、淋代平土地改良区の定款の変更を令和八年四月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年五月八日

青森県上北農林水産事務所長 工 藤 真 治

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、天間林土地改良区の定款の変更を令和八年四月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年五月八日

青森県上北農林水産事務所長 工 藤 真 治

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、稲生川土地改良区の定款の変更を令和八年四月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年五月八日

青森県上北農林水産事務所長 工 藤 真 治

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、十和田土地改良区の定款の変更を令和八年四月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年五月八日

青森県上北農林水産事務所長

工藤 真治

---

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十四円九十五銭